平成２７年（フ）第９４３号
堺市美原区大饗362番地７
破産者　清水　新吉
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
神戸市長田区駒ケ林町２丁目14番10号
破産者　芝本　良光
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６６４号
神戸市垂水区松風台２丁目５番２―511号
破産者　東梅　彩香
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８８１号
神戸市垂水区高丸６丁目２番１号　三菱重工高丸寮Ｃ―322号、従前の住所神戸市西区井吹台西町１丁目３番地　1302号
破産者　丸山　佳人
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８８２号
神戸市垂水区舞子台８丁目16番16―1005号、従前の住所兵庫県加古川市新神野７丁目３番１―411号・神戸市西区南別府１丁目10―６グリーンライフ伊川谷202号室
破産者　丸山　麻稀
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９０３号
神戸市須磨区高倉台４丁目２番１―501号、従前の住所神戸市西区桜が丘西町４丁目15番地の14
破産者　明石　賢治
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３５号
兵庫県伊丹市車塚１丁目30番地
破産者　二川　　弘
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２３９号
兵庫県宝塚市仁川高丸３丁目10番５号
破産者　在田　潤三
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第５９３号
北九州市小倉北区下到津３丁目１番25号
破産者　渡辺　幸惠
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５５７号
宮城県亘理郡亘理町吉田字中原55番地257
破産者　笠松　　誠
１　決定年月日　平成28年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３１１号
茨城県那珂市西木倉107番地11
破産者　根本　孝夫
１　決定年月日　平成28年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３２号
茨城県守谷市乙子528番地の９
破産者　寺田小百合
１　決定年月日　平成28年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第９７号
愛知県田原市若見町松渕64番地４、従前の住所愛知県田原市西山町西ノ山93番地
破産者　ショッピングセンターおおばこと　大場　　裕
１　決定年月日　平成28年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１９５号
愛知県豊橋市草間町字郷裏72番地の１（405）
破産者　佐藤　光隆
１　決定年月日　平成28年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第４９７号
兵庫県西宮市枝川町５番15―601号
破産者　金海こと　金　千絵子
１　決定年月日　平成28年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６００号
兵庫県芦屋市西蔵町13番Ａ―305号
破産者　有賀タクシーこと　有賀　浩一
１　決定年月日　平成28年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６３１号
兵庫県西宮市中須佐町９番８―604号
破産者　亀尾美代志
１　決定年月日　平成28年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２２号
兵庫県尼崎市小中島３丁目３番17―503号、従前の住所兵庫県宍粟市波賀町齋木1404番地
破産者　椴木　幸作
１　決定年月日　平成28年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第３８号
兵庫県宍粟市一宮町安積698番地、従前の住所東京都三鷹市井の頭５丁目17番39―109号
破産者　御園まゆみ
１　決定年月日　平成28年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部